

令和4年度（2022年度）早期退職に係る募集実施要項

令和4年（2022年）11月1日
熊本市交通事業管理者

熊本市職員の退職手当に関する条例（昭和30年条例第16号）第8条の2第1項第1号の規定に基づき、組織の年齢別構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、下記のとおり早期退職者の募集を行います。

1 募集対象

交通局に所属する職員で、令和5年（2023年）3月31日に「45歳以上」の者（注1参照）
※ただし、定年前早期退職者に対する特例措置（割増の適用）は、勤続期間が20年以上の方のみ対象となりますのでご注意ください（別紙1参照）。

※来年度から実施する定年引上げにより、制度の変更点があります（別紙2参照）。

2 募集人数

設定なし

3 募集の期間

令和4年（2022年）11月1日（火）午前9時00分から

令和4年（2022年）12月9日（金）（必着）

※今年度から1回だけの募集となりますのでご注意ください。

4 退職すべき期日

令和5年（2023年）3月31日

5 応募手続

（1）応募をしようとする職員は、「応募申請書」（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、募集期間中に下記宛に提出してください。

※応募申請書は、総務課総務経理班にあります。

※応募にあたっては、必ず所属長（所属長の場合は交通事業管理者）に報告を行ってください。

（2）審査後、認定又は不認定の通知書を各所属長宛に交付します。

※12月末を目途に通知予定

※不認定になる場合は（注2）のとおり

（3）応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（様式第2号）を応募申請書と同様の方法で提出してください。

※応募取下げ申請書は、応募申請書と同じく総務課総務経理班にあります。

※人事異動等の都合上できるだけ令和4年（2022年）12月23日（金）までに提出してください。

（4）取り下げる場合にも、必ず所属長（所属長の場合は交通事業管理者）に報告を行ってください。

6 その他

（1）定年以外の理由により退職した方を、定年に達した後再任用することができるのは、勤続期間が25年以上で、かつ退職日の翌日から起算して5年以内の方に限られますのでご注意ください。

（2）年金の受給要件として、公的年金制度への加入期間が原則10年以上必要ですのでご注意ください。

7 問い合わせ先（受付担当者）

総務課総務経理班 / 電話 096-361-5211

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができません。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、任期を定めて任用されている職員
- (3) 令和5年(2023年)3月31日までに定年に達する職員
- (4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集期間中に受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定とします。

- (1) この募集実施要項又は(注1)に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分(在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。)を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合、その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

定年前早期退職者に対する特例措置について

定年前早期退職者のうち、勤続期間が20年以上で、かつ、年齢が45歳以上の職員が、早期退職に関する募集実施要項に応募し、認定を受けて退職した場合、退職日の給料月額を定年前1年につき3%割増して基本額を算定します。

※ただし、退職時（令和5年（2023年）3月31日）の年齢が59歳の方のうち、昭和38年10月2日から昭和39年4月1日生まれの方は2%の割増となり、昭和38年4月2日から昭和38年10月1日生まれの方は割増が受けられませんのでご注意ください（支給率は、自己都合等退職よりも優遇されます）。

※勤続期間が20年未満の方は割増の適用を受けられませんが、支給率は、自己都合等退職よりも優遇されます。

《退職手当の算定方法》

退職手当＝基本額（退職日の給料月額×退職理由別・勤続年数別支給率）＋調整額

《定年前早期退職特例措置》

退職日の給料月額＝退職日の給料月額×{1＋(3%×定年までの残年数)}

【参考】割増率

退職時年齢	割増率
45歳	$3\% \times (60-45) = 45\%$
46歳	$3\% \times (60-46) = 42\%$
47歳	$3\% \times (60-47) = 39\%$
48歳	$3\% \times (60-48) = 36\%$
49歳	$3\% \times (60-49) = 33\%$
50歳	$3\% \times (60-50) = 30\%$
51歳	$3\% \times (60-51) = 27\%$
52歳	$3\% \times (60-52) = 24\%$
53歳	$3\% \times (60-53) = 21\%$
54歳	$3\% \times (60-54) = 18\%$
55歳	$3\% \times (60-55) = 15\%$
56歳	$3\% \times (60-56) = 12\%$
57歳	$3\% \times (60-57) = 9\%$
58歳	$3\% \times (60-58) = 6\%$
59歳（※）	$2\% \times (60-59) = 2\%$

（※）昭和38年4月2日から昭和38年10月1日生まれの方は割増の適用無し

定年引上げについて

1 募集対象

令和 5 年度から、定年年齢が 60 歳から 65 歳まで 2 年に 1 歳ずつ段階的に引き上がりますが、対象者は、現行どおり 45 歳～59 歳としますので、60 歳以上の方は、引き続き対象外となります。

※ 60 歳に達した日以後に退職した職員への退職手当は、定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、「自己都合」を理由とする退職よりも支給率の高い「定年」を理由とする退職と同様の支給率となります。

2 割増率の変更

59 歳の割増率は、現在「2 %」ですが、令和 5 年度から「3 %」となります。

3 再任用制度

現在の再任用制度では、定年退職者に加えて、25 年以上勤続して退職した者であって採用日（4 月 1 日）に当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間にあるもの（56 歳到達年度以降に退職した者）についても対象としており、従前の勤務実績を考慮して、60 歳到達時の翌年度以降、再任用が可能となっております。

令和 5 年度以降は、以下のとおり退職日により取扱いが異なりますので、ご注意ください。

※以下の 3 点は、これまでと同様の取扱いです。

① 25 年以上の勤続

② 採用日（4 月 1 日）に退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間にあること。

③ 従前の勤務実績を考慮

< 令和 5 年 3 月 31 日以前退職者 >

現行どおり、60 歳到達の翌 4 月 1 日から採用可能

< 令和 5 年 4 月 1 日以降退職者 >

引上げ後の定年年齢到達の翌 4 月 1 日から採用可能

※ 60 歳から引上げ後の定年年齢までは採用できず、定年年齢到達の翌 4 月 1 日に退職の日の翌日から起算して 5 年を経過している場合には、再任用できない可能性があります。